

◎新潟県告示第466号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、北蒲原郡聖籠町の聖籠土地改良区の定款の変更を令和5年4月10日認可した。

令和5年4月18日

新潟県新発田地域振興局長